

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市文化協会補助金
補助事業等の目標	市民憲章に定められている「文化の香り高くいきいきとやさしいまち」の推進のため、公民協働による文化施策の充実を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市文化協会
補助対象経費	日常の文化活動、姉妹都市との交流活動、文化祭事業、会報発行事業及び諏訪市文化協会に属する文化団体への活動補助金
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内</p> <p>【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 次世代を中心に文化施策を担う市民を育成するために積極的に支援を行う必要があるため。</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに担当部署が補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 47 年 4 月 1 日
補助事業等の終期	<p>【終期が 3 年を超える場合の理由】 公民協働による運営の確立に向けて 3 年を超えて継続する必要があるため。</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助内容、補助金交付金額及び評価内容等を諏訪市ホームページで公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市教育委員会 生涯学習課 すわっチャオ

令和 6 年 3 月 29 日 一部改正（令和 6 年 4 月 1 日 施行）